

2020年4月1日

介護職員等特定処遇改善加算について（保育部門）

株式会社プロエイド

統括責任者 山村武尊

【目的】

「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数 10 年以上の介護福祉士について月額平均 8 万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費 1000 億円程度を投じ、処遇改善を行う。」とされ、2019 年 10 月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされた。

プロエイドとしては、資格取得を推奨し、長年にわたり継続就労することが、社員にとってプラスになるような就労環境を整えていくことを目的とする。

【加算対象者と配分方法】

従業員のグループを①②③に分ける。分け方としては、下記参照とする。

グループ	保育士・児童指導員・その他専門職（実務経験）	雇用形態
①	10年経過	扶養範囲内以外
②	5年～9年経過	〃
③	その他	その他

※実務経験とは、発達障害児者に関連する直接支援に携わった年数とする

【配分方法】

グループ	特定処遇改善手当（月額）	その他
①	フルタイム	年度末に加算算定額が余っていれば、一時金として分配する。
	扶養外	
②	フルタイム	
	扶養外	
③	0円	なし

【留意点】

- ① 上記の加算が加算内容から外れた時には、この加算手当も廃止することとする
- ② 加算率の変動、対象者の増加などがあった場合、事業所に過度の負担がある時には、加算手当額を見直すことがある。